

仮想通貨の法律構成

小 梁 吉 章

I はじめに⁽¹⁾

2016年6月3日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が公布された。同法は信託業法、電子記録債権法などの多くの法律を一部改正するものであるが、「資金決済に関する法律」(資金決済法)(平成21年法律第59号)もその一つで、改正によって同法に「仮想通貨」という概念が加えられた⁽²⁾。

改正法によれば「仮想通貨」とは、(1)物品の購入、もしくは借受け、または役務の提供の代価の弁済に、(2)不特定多数の者に対して使用し、(3)不特定の者を相手に売買が可能であって、(4)財産的価値を有し、(5)電子情報処理組織を用いて移転することができるものと、(1)前記のものを不特定者を相手に相互交換でき、(2)財産的価値であって、(3)電子情報処理組織を用いて移転することができるものをいう⁽³⁾。典型的にはビットコインである。改正前の資金決済法は「前払式支払手段」を対象とし、これは主とし

(1) 本稿は、2016年9月3日に国際取引法学会・金融税制部会で行った報告に加筆修正したものである。

(2) 同改正法は、金融グループにおける経営管理の充実、共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、ITの進展に伴う技術革新への対応と仮想通貨への対応の4点を挙げている。改正法は、銀行法、農業協同組合法などへの追加改正を規定し、資金決済法も同時に改正した。施行日は公布から1年以内である。

(3) 改正後の資金決済法2条5項1号と2号。

2 - 仮想通貨の法律構成 (小梁)

て「証票、電子機器その他の物に記載され、または電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等」のことであり、発行者があることを前提としていたが、仮想通貨は特定の発行者の存在を前提としない点に特色がある。

では「仮想通貨」は「通貨」なのだろうか。

法律の上では、わが国の「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(通貨法)(昭和62年法律第42号)は「通貨とは貨幣(铸造貨)と日本銀行券をいう」としている(2条3項)。仮想通貨は、法律上「通貨」ではない。

ただし、金融政策や経済上の「通貨」概念は、法律上の定義とは異なっている。金融当局が発表するマネー・ストック統計は、現金通貨+預金通貨をM1ととらえ、金融政策上考慮される。現金通貨とは銀行券発行高と貨幣の流通高をいい、預金通貨とは要求払預金(主として当座預金、普通預金)から金融機関が保有する手形小切手を差し引いたものをいう。預金通貨も現金通貨と同様の経済的機能があるからである。現時点ではマネー・ストック統計に「仮想通貨」は含まれない。

本来人間の生活に必要な衣食住の必需品、生産道具や知的活動に要するものに価値があるのであって、「通貨」も「仮想通貨」も価値の計算単位、交換手段、蓄積手段に過ぎず、それ自体が価値ではないことは共通している。換言すると現金通貨も預金通貨も本源的な価値からみれば、いずれも「仮想」なのである。「仮想通貨」は電磁的に処理されるといっても、預金通貨自体すでに電磁化されており、「仮想」性は単に程度の差でしかない。「仮想通貨」が「通貨」ではないとしても単なる定義の違いに過ぎないことになる。

「通貨」と「仮想通貨」には違いもある。その一つは、後者には発行者がないことである。通貨法は「貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する」とし(4条1項)、銀行券の発行について日本銀行法(平成9年法律第89号)は「日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする」(1条1項)、「銀行券は、法貨と

して無制限に通用する」と規定している(46条2項)。さらに日本銀行の会計規定別表の貸借対照表上「発行銀行券」は負債の部に記載される⁽⁴⁾。また、預金通貨は預金者が銀行に対して有する金銭債権であり、銀行に支払いを求めることができる。一方、「仮想通貨」には発行者がないので、出捐した金額の償還を求めることができない⁽⁵⁾。

もう一つの違いは、現代の「通貨」は国家の枠の中にあるが、「仮想通貨」は後述のように当該仮想通貨に対する特定の共同体の構成員の信認に支えられ、この共同体の中では普遍的に財産的価値を認められることである。ただしこの信認を失えば、霧消しかねない。この共同体は国境を持たないから、「仮想通貨」は特定の国家に連結することはない。

「通貨」自体には価値がないが、通貨で表示された財産を保有する私人・私企業には居住地、所在地と国籍がある。通貨で表示された財産の取引をする私人・私企業があり、一方が対価を支払ったのに、相手方がそれに見合う引渡しを怠れば、債務不履行となる。これらの事態に備えて、民法は取引法を定め、税法は課税の基準を定めている。「仮想通貨」もこの点では「通貨」と同様である。たとえば、債務者が破産した場合、仮想通貨で表示される財産は破産財団を構成するであろうし⁽⁶⁾、民事執行にあたって仮想通貨で表示

(4) 日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/z/sp/announcements/education/oshiete/outline/a23.html>)。

(5) このため、改正前の資金決済法になかった「財産的価値」という表現を定義に加えたものと思われる。従来のがが国では、外国為替及び外国貿易法に「財産的価値」という表現がある(6条1項7号ハ)。類似した表現として、国税徴収法基本通達は、滞納処分による差押対象財産を「差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有するものでなければならない」とし、相続税基本通達は、相続税法にいう「財産」について「金銭に見積ることができる経済的価値のあるすべてのもの」としている。改正前の資金決済法は、前払式支払手段の発行者に「発行保証金」の供託を義務付け、改正後も踏襲している。一方、仮想通貨には発行者がないので、交換業者を監督規制の対象としているが、交換業者には保証金の供託義務はない。

4 - 仮想通貨の法律構成 (小梁)

された債務者の財産も差押えの対象であろうが、具体的にはどのように行うか⁽⁷⁾、などの問題がある。税務上も解決すべき問題がある⁽⁸⁾。租税法律主義の要請上、課税非課税について法令上の根拠を要する⁽⁹⁾。たとえば資金決済法の改正の前から仮想通貨取引への消費税課税の可否の問題が議論されてきたが⁽¹⁰⁾、平成 29 年度の税制改正大綱が「資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする」と述べている程度であり⁽¹¹⁾、またその法的検討は明らかではない⁽¹²⁾。それ以外にも納税者が仮想通貨によっ

-
- (6) 東京地判平成 27 年 8 月 5 日は、インターネット上のビットコイン取引所の運営会社が民事再生手続の廃止後に破産手続開始決定を受けて、同取引所利用者がビットコインに対する取戻権(破産法 62 条)を主張した事件である。判決は、「ビットコインが所有権の客体となるために必要な有体性及び排他的支配可能性を有するとは認められない」として取戻権を認めなかった。
- (7) 岩原教授は、電子マネーについて、「電子マネー所有者が倒産したような場合に、電子マネーの差押をいかに行うかは、大変悩ましい問題である。これは電子マネーをいかに法律構成するかに絡んでいる。金券、有価証券、無記名債権と構成すれば、執行官が証券を占有することによって執行することになるが、電子マネーの場合、差し押さえるべき証券がない。金銭債権説、振込指図説は、まず誰を債務者とするかがはっきりしない(発行者かメンバー銀行か)。そもそもオープンルーフ型電子マネーのように転々流通する電子マネーにおいては、差押が実際上極めて困難である」と述べている(岩原紳作『電子決済と法』(有斐閣, 2003) 502 頁)。
- (8) 土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル 23 号(2014 年 5 月)はこの問題をとりあげている。
- (9) 消費税法 4 条 1 項は、消費税の課税対象を「国内において事業者が行った資産の譲渡等」とし、ここには資産譲渡のほか、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」が含まれる。同 6 条 1 項は、資産譲渡のうち、消費税を課さない取引を別表第一に列挙することを規定し、別表第一には、「有価証券」と「支払手段」の譲渡(2号)、「物品切手」(4号ハ)の譲渡、「外国為替業務に係る役務の提供」(5号二)などを挙げている。次に「有価証券」「支払手段」について、消費税法基本通達の「第 2 節・有価証券等及び支払手段の譲渡等関係」は、「支払手段の範囲」として「銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨」、「証票、電子機器その他の物に電磁的方法により入力されている財産的価値」などを挙げている(6-2-3(1))。消費税法上、仮想通貨の譲渡を消費税非課税とするためには別表に掲げる必要があることになる。

て納税することはできるか⁽¹³⁾、納税者が滞納した場合に仮想通貨は滞納処分による差押えの対象財産となるか⁽¹⁴⁾といった問題がある。

仮想通貨の取引が限られた範囲で行われているのであれば、資金決済法の規定でも特段の問題を生じないかもしれないが、金融機関がビジネスとして固有の仮想通貨を導入し、電子商取引業者が仮想通貨の決済を認めるようになってきているから、私的な仮想通貨の使用は増えよう⁽¹⁵⁾。

II 資金決済法の変遷

「仮想通貨」の定義が設けられたのは、「資金決済法」である。

- (10) 2014年6月19日の自民党IT戦略特命委員会の「ビットコインをはじめとする『価値記録』に関する中間報告」は、仮想通貨を「価値記録」と構成し、「通貨と『価値記録』の交換、『価値記録』と物・サービスの交換、『価値記録』同士の交換に対しては消費税を課税、また、『価値記録』によるキャピタルゲインに対しても課税」とした。
- (11) 平成28年12月金融庁「平成29年度税制改正について－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」を参照。
- (12) これはわが国だけの事情ではなく、欧州中銀の2015年の報告書は「各人格の法的義務に関する情報が欠落しているため、利用者は契約が違法または執行不能とされるような思わぬ法的要件に直面する可能性がある。多くの国で税制は明確に定めておらず、利用者に追加負担を求めるなど、変化があるかもしれない」としている（European Central Bank, Virtual currency schemes - a further analysis, February 2015, p. 21）。
- (13) 国税通則法（昭和37年法律第66号）は、国税の納付の手續として「金銭」（34条1項）や「口座振替」（34条の2）を定めている。地方税法はクレジットカードによる納付も認めている（231条の2第6項を参照）。仮想通貨による納税を認めるためには、これら条文上の根拠を要しよう。
- (14) 国税徴収法は、国税を一定期間に納付しない滞納者「の国税につきその財産を差し押えなければならない」としている（47条）。国税徴収法基本通達は、滞納処分による差押対象財産を「金銭的価値」を有するものとしている。
- (15) 今回の法改正の審議に当たった金融庁所管の「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の第5回会議（2015年11月25日）で金融庁の責任者から仮想通貨について「現時点では私法上の位置付けも明確ではない」との発言があった。ただしこれは仮想通貨による「供託・信託を行うこと」に関するものである。

同法の沿革をたどると 1932 年に制定された「商品券取締法」(昭和 7 年法律第 28 号)に至る。当時の前払式の支払手段は商品券であり、同法は、商品券の所持者や利用者を保護するためとして、商品券の発行者に一定金額の金銭、国債等を供託することを義務付けていた⁽¹⁶⁾。名称どおり規制目的の法であり、この性格は法改正にかかわらず変化がない。

その後、1980 年代前半から乗車券や公衆電話などの大量かつ画一的なサービス提供の対価支払の手段としてプリペイド・カードが使われ始め⁽¹⁷⁾、この事態への対応として、「商品券取締法」が廃止され、「前払式証票の規制等に関する法律」(前払証票法)(平成元年法律第 92 号)が制定された。前払式証票として、プリペイド・カードや商品券、ギフト券など物理的に知覚可能な「証票」が想定され、この法律も前払式証票の発行者に対する監督規制を目的とした。

その後、「近年の情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムをめぐる環境の変化に対応するため」として、前払証票法が廃止され、「資金決済法」が制定された。同法は、「前払証票」に代えて、「前払式支払手段」という概念を導入した⁽¹⁸⁾。これは「証票、電子機器その他の物に記

(16) 商品券取締法の供託義務は、前払証票法に踏襲され(13 条)、さらに資金決済法でも踏襲されている(14 条)。

(17) 公衆電話のためのテレホンカードは 1982 年 12 月に発行され、当時の国鉄がオレンジカード(自動販売機で乗車券を購入するためのカード)を開始したのは、1985 年 3 月、磁気式図書カードの導入は 1990 年である。2006 年には JCB がプリペイド商品券として Quo Card サービスをスタートさせた。

(18) 「支払手段」という概念は「外国為替及び外国貿易法」(外為法)(昭和 24 年法律第 228 号)にある。外為法は、わが国の国際収支の均衡と通貨の安定のため、外国為替、外国貿易に関して必要最小限の管理を行うことを目的とする法律であって(1 条)、「通貨」「仮想通貨」を定義するものではない。同法 6 条は「支払手段」を「銀行券、政府紙幣、小額紙幣及び硬貨」、「小切手、為替手形、郵便為替及び信用状」と「証票、電子機器その他の物に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により入力されている財産的価値であつて、不特定又は多数の者相互間での支払のために使用することができるもの」と定義している。

載され、または電磁的方法により記録される金額または物品ないし役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号」をいうとされた¹⁹⁾。従来の物理的に知覚可能な証票に加えて、電磁的方法で発行され、管理される支払手段が追加されたが、これはいずれも発行者の存在を前提としていた。

そして今回の資金決済法の改正である。これまでの前払証票法、改正前の資金決済法は証票等の発行者に対する監督・規制を目的とする法律であり、改正後の同法は仮想通貨の交換業者に対する監督・規制を加えるのみであり、資金決済法の業法としての法的性格に変化はない。

ただし、今回の資金決済法改正での「仮想通貨」の登場は、その審議の過程を見ると、かならずしも積極的な意図があったようには思われない。

2014年9月26日、金融担当大臣は金融庁所管の金融審議会に「決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討すること」という諮問を発し、2014年10月9日から翌年4月22日まで延べ12回にわたって「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」で議論されている。第1回の会議に提出された事務局説明資料「決済をめぐる状況と決済に関連する制度の概要」には「仮想通貨」のテーマは上がっていない。ようやく第11回会議(2015年3月24日)において一委員から「今後間違いなく大きくなるのは、仮想通貨を通じた決済」との発言があった程度である(2015年4月28日の同グループ「中間整理」を参照)。その後このグループは「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」に改組されたが、その第1回会議(2015年7月23日)に提出された金融庁総務企画局作成『中

(19) 具体的には、発行者が管理するサーバに記録されるプリペイド型電子マネーであり、カードやICチップに記録されないものが該当する。ただし業者が消費者に提供する「ポイント」も発行者側が管理するが、これは前払式支払手段には当たらないとされている。

間整理』で示された主な課題等について」ではじめて「仮想通貨」に対する規制の必要性が述べられた。この「仮想通貨」の突然の登場は、2015年6月上旬ドイツ・エルマウで開催されたG7サミットにおける宣言（われわれは仮想通貨その他あたらしい支払手段を介するものを含め、すべての資金の流れの一層の透明性を確保すべくアクションをとる）に応えるものであり、またOECD加盟国を中心とした政府・国際機関の会合の場である金融活動作業部会（Financial Action Task Force, FATF）が2015年6月に発表した「仮想通貨に対するリスク・ベース・アプローチ指針」（FATF, Guidance for a Risk-Based Approach: Virtual Currencies, June 2015）に対応したものと思われる。同指針は「仮想通貨と法定通貨を交換する交換所（exchanger）に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである」と述べているからである。こうした世界的流れを受けて、2015年11月16日の金融庁所管のワーキング・グループの第4回資料で『『仮想通貨』の今後の展開については様々な見方があるが、『仮想通貨』は法定通貨等に類似した決済手段として機能しうる財産的価値であり、同時に、従来の法定通貨と異なり、個人がインターネット上で自由に移転させることができるという技術的特性を有し、「今後、特にインターネットにおける決済手段としての利用や安価な国際送金の手段などを中心に、利用が拡大していく可能性が高いとする指摘」もあるとして「仮想通貨」が取り上げられている。具体的には「仮想通貨」を巡る法制面での課題として、マネ・ロン対策と利用者保護の2点を指摘した。

今回の資金決済法の改正は、仮想通貨のマネ・ロン対策と利用者保護として、仮想通貨交換業者の登録、分別管理義務、金融庁の監督、指定紛争解決機関によるADRなどを規定している。

Ⅲ 「通貨」の概念

わが国は明治初年以來、「通貨」を法定通貨としてきたことは前述のとおり

である⁽²⁰⁾。民法は「債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる」と規定し(402条1項)、同条について、我妻教授は「通貨とは、強制通用力のある貨幣の意味であり、強制通用力の有無とは、この効力を有する範囲の貨幣⁽²¹⁾をもってする弁済は本旨に従う弁済になるという意味である」とし⁽²²⁾、一般にこの考え方がとられている⁽²³⁾。金銭債務は「金銭」で弁済しなければならないから、仮に口座

- (20) 例外はある。わが国の通貨法は、明治4年5月10日太政官は布告267号「新貨條例」を發したことに始まる。同法は「新貨幣ノ稱呼ハ圓ヲ以テ起票」するとした。その後、明治8年6月25日太政官布告108号「貨幣條例」で一部改正し、明治30年3月29日法律第16号「貨幣法」で「貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス」とした(1条)。一方、明治初年には民間銀行による發券が認められた。すなわち明治5年に「国立銀行條例」が制定され、国立銀行(ただし民間資本)に紙幣の發行を義務付けたのである。明治維新後には積極的な殖産興業政策がとられたものの、当時、資金調達を不換紙幣の發行に依存し、明治10年の西南戦争に際して、不換政府紙幣、不換国立銀行紙幣が大量に出回り、激しいインフレーションが生じ、明治14年、当時の大藏卿松方正義が、正貨兌換銀行發券發行のため、中央銀行設立を構想、明治15年6月、日本銀行條例が制定され、同年10月、業務を開始した。
- (21) 同教授の執筆の当時は「貨幣法」(明治30年法律16号)が施行され、金貨、銀貨、白銅の貨幣が規定されていた。我妻教授は、銀行券も「貨幣」に含めて論述しているようである。
- (22) 我妻栄『新訂・債権総論』(岩波書店、1964)37頁。
- (23) 金融研究センターのレポートは「狭義の『マネー』を法的にいえば、『通貨』であり(民法第402条第1項本文)、『通貨』とは、『貨幣』及び『日本銀行法第46条第1項の規定により日本銀行が發行する銀行券』である。そして、それぞれの法律により、『貨幣』は、制限的に、『日本銀行券』は、無制限に、それぞれ『法貨』として通用することとされる。いわゆる強制通用力である。そして、その意義は、『それを引き渡すことによって、金銭債務の本旨に従った弁済としての効力を有するもの』とするのが最も法的な定義ということになろう。したがって、法律上の通貨(法貨)は、民法にいう『金銭』と概ね同義となる。このように、通貨は、我が国内における限り、金銭と概ね同義であり、その法的性質は、取引の種類を問わず、あらゆる金銭債務の弁済に用いることができるものである」と説明する(杉浦宣彦・片岡義広「電子マネーの将来とその法的基盤」金融研究センター・ディスカッションペーパー2003年8月28日)。

振替の方法を採るとこれは弁済ではなく代物弁済にあたるというのが通説とされている⁽²⁴⁾。電子マネーによる弁済についてもこれを代物弁済とする意見がある⁽²⁵⁾。「通貨」を貨幣(鑄造貨)と中央銀行券に限定するのは、伝統的法律学上の「通貨」(money)の概念である⁽²⁶⁾。

イギリスのマン教授は通貨の法的側面を論じる著書の中で、通貨の概念に

(24) 「現代における取引の特徴として、隔地者間での取引の増加等により、金銭債務の履行の多くが、銀行振込みやクレジットカードによる支払等により行われているという指摘がされており、普通預金や当座預金等の流動性を有する預金口座への振込みは、現代の日常生活において非常に重要な役割を果たしている。しかし、民法にはこの点に関する規定が置かれていないため、①流動性預金口座への振込みが、金銭債務の弁済と代物弁済(民法第482条)のいずれに該当するか、②流動性預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期がいつかといった基本的な法律関係が必ずしも明らかではないという問題が指摘されている」(民法(債権関係)の改正に関する検討事項(12)詳細版(民法(債権関係)部会資料 17-2), 104頁)。

(25) 上田研究員は、電子マネーによる支払いについては、①電子マネーの情報を重視する構成として、金券説、価値説、代物弁済説があり、②裏付けとなる法律関係を重視する構成として、債権譲渡説、支払指図説、免責的債務引受説があるとする(上田恵陶奈「法制度改革と電子マネーにおける立法の方向性」野村総研2010年)。いずれにしても金銭による弁済ではなく、電子マネーによる弁済の有効性は契約に基づく。

(26) 新版・新法律学辞典(有斐閣)は次のとおり説明する。通貨(民法402条1項、2項、3項、403条後半): 通用の広義の貨幣。鑄造貨幣のほか紙幣及び銀行券を含む(刑148参照)。一般にはその用法はかならずしも厳格でないが、法律上は強制通用力のある貨幣すなわち法貨に限るのが通常である。金銭(民法399、402): money, Geld, monnaie, espèce, 財貨の交換を媒介物として国家が定めた物。強制通用力をもつ貨幣ばかりでなく、取引上貨幣として通用する自由通貨も含めて用いることが多い。金銭は純粋に交換価値を体現し個性をもたない特殊の物であるから、盗品又は遺失物である金銭について即時取得の規定の適用はなく、占有取得者が常にその所有権を取得すると解されている。貨幣: money, Geld, monnaie, espèce, 狭義では貨幣法上の貨幣すなわちいわゆる鑄造貨幣だけを意味するが、ふつうは強制通用力のある支払手段、すなわち紙幣・兌換銀行券(現在はなく、日本銀行券がこれに代わる)等を含めて用いられる。この意味の貨幣は通貨(民402)・法貨(貨幣7、臨時通貨3)とも呼ばれる。狭義の貨幣の製造発行は政府が独占する(貨幣1)。

二つの理論があるとしている。ひとつは通貨国家高権説 (State Theory of Money) で「通貨国家高権説は、歴史上長期間、国家が引き受けることに成功し、現在の国家機構法上も一様に採用する、通貨に対する主権または独占の必然的結果」であり、「国家により創設されず、または認められていない通貨の流通を許すことは、国家の通貨特権の否定に等しく、[現にアメリカのほぼ全土で適用されている統一商事法典 (1958年版) は、通貨を政府の是認の有無によって定義し⁽²⁷⁾、通貨とは『その流通通貨の一部として』政府によって『認められまたは採用された』交換手段であるとする」ものである。イギリスでも「通貨特権の存在は疑うまでもなく、したがって通貨国家高権説が支配的である。造幣特権は過去数世紀、国王特権の一部と認められ、ブラックストンは『通貨の鑄造はどこの国でも主権行為である』とまで言っている⁽²⁸⁾。これらの国王の権限の多くは現在は法規定に基づくが、原則は揺らいでいない」としている⁽²⁹⁾。これは政府発行の貨幣と日本銀行券を通貨とするわが国の通貨法も共通である⁽³⁰⁾。

一方、同教授は論文の冒頭、「通貨は人類の経済生活についてだけでなく、

(27) 現在のアメリカ統一商事法典 § 1 - 201 (24) は「『通貨』 (money) とは、現時点で、国内または外国政府によって認められまたは採用されている交換手段 (medium of exchange) をいう。この語は、政府機関によって、または複数国間の条約によって設けられた通貨の計算単位を含む」と規定している。マン教授は民間銀行の Royal Bank of Scotland による通貨発行の例を挙げており (p.55)、わが国でも前述の通り、明治初年には、民間の銀行が発券したことがある。民間銀行の Banque Internationale à Luxembourg は 1856 年の設立以来、銀行券を発行したが、当初政府は法定強制力を認めず、1914 年ようやくこれを認めた (ユーロ導入により停止)。かならずしも通貨の発行は国家または中央銀行でなければならないものではないようである。

(28) マン教授は、ブラックストンが国王特権として「通貨の鑄造はどこの国でも、主権の権力の行為」とする個所を引用する (W. Blackstone, Commentaries of Laws of England, Book 1, Chapter the seventh: of the King's Prerogative)。

(29) F.A.Mann, The Conception of Money, *The Legal Aspect of Money*, 3rd ed., Oxford, 1971, p.14.

すべての法分野にとって基礎的な概念であり、法律家の日常の多くの仕事は『通貨』やこれに関連した取引や制度、すなわち債務、損害、価値、支払い、価格、資本、利息、税金、遺産などを扱う。通貨ということばは極めて頻繁に使われ重要であるが、かえってことばに固有の困難があることを見過ごし、多様な機能ゆえの多様な意味を忘れてしまう」と書き、通貨に関するもう一つの説として通貨社会基盤説 (Society Theory of Money) を説明している⁽³¹⁾。「危機時または緊急時には経済生活の習慣や人々の信認が貨幣を作り出す力を持つと考える者」は通貨国家高権説を批判し、「通貨に関する現象において決定的なのは国家ではなく、人々の態度」であるとする説であり、これは「経済学者が支持するところであるが、一部法学者も支持する」とし、「法律家は、経済学者の分析による通貨の機能のうち、普遍的な交換手段であることを基本的機能であるとし、通貨を法的に定義する場合にこの点を考慮している。通貨の管理供給などの通貨政策、通貨量とその安定という問題は、法律家の関係するところではなく、法律家は、経済学者が郵便貯金口座、銀行口座、国債、銀行小切手、為替手形および小切手を通貨と位置付ける見方を活用し、『銀行通貨』(記録通貨)を法律上通貨として扱うことができる」ことを述べている。

(30) 日本銀行金融研究所の報告書は、「わが国においては、明治政府による新貨条例制定の背景に、『貨幣鑄造製作の大権』は政府が取攬し、貨幣(硬貨)にかかる法制の整備、精巧緻密な鑄造製作による偽造の防止は政府の権務であるとの考え方があった」としている(「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会」金融研究所・金融研究(2004年8月)40頁)。

(31) Mann, *op. cit.*, pp. 5, 22. マン教授は、通貨自体と価値の交換手段としての物質 (*chatel*) の区別を強調している。すなわち「通貨それ自体は交換の目的ではなく、その手段であり、商品・財貨 (*commodity*) ではない」が、「一定の経済領域で一定の時期に交換手段として普遍的に使用されることは、通貨の不可欠の要件であって、為替手形、小切手、銀行小切手、印紙、郵便為替、カジノのチップ、クーポン、金塊、国債、その他のものが通貨概念から除かれる理由」であるとする。

経済的な通貨概念については、前述の通り金融当局が発表するマネー・ストック概念がある。日本銀行は「我が国の通貨統計は、1940年代後半までは、貨幣流通量を含めた現金発行高が中心」であったが、「1949年に『預金通貨および現金通貨』統計が作成され、通貨の範囲はやや拡張されたが、預金通貨は当座預金に限られるなどその範囲はごく狭いものとなっていた。預金通貨に要求払預金全体を含めて、今日のマネーストックの原型ともいえる体系が出来上がったのは、『通貨増減要因分析』統計の公表が開始された1955年のこと」であり「統計が見直された背景としては、経済規模の拡大とともに、預金通貨が取引の決済手段として飛躍的な増大を示したこと、また、通貨理論上も『いつでも流動化できる要求払預金は、通貨に含めるのが適当である』という考え方が支配的になってきたことの2点を指摘できる」と説明している⁽³²⁾。金融政策・経済上は、法律上の法定通貨概念にかかわらず、預金通貨も通貨とされている。

仮にわが国で「通貨」を法定通貨以外に銀行預金口座の振替や小切手といった支払手段まで含めるとすると、口座振替を代物弁済であると構成する必要性はなくなるが、民法の金銭債務の弁済の規定があるため、債権者は現金通貨ではなく、口座振替や債務者振出の小切手で弁済されてもこれを拒むことができなくなる。

実は、法律上、通貨を貨幣・銀行券と預金通貨に拡大している例がある。フランス通貨金融法典は、法律上、政府鑄造貨幣と中央銀行券（以上を信認通貨 *monnaie fiduciaire* という）⁽³³⁾と銀行預金通貨による支払い (*les*

(32) 日本銀行調査統計局「マネーストック統計の解説」2014年8月。マネーストックでは、M1 = 現金通貨（日本銀行券発行高と貨幣流通高）+ 全預金取扱機関に預けられた預金通貨（要求払預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税準備）- 金融機関保有小切手・手形）；M2 = 現金通貨 + 国内銀行等に預けられた預金などと定義されている。したがって銀行券、貨幣と銀行預金をベーシックなマネーととらえている。

(33) L.122-1条：強制通用力を有する紙幣はL.141-5条の定めるところにより発行される。
以下略

instruments de la monnaie scripturale) を「通貨」(monnaie) と規定している⁽³⁴⁾。預金通貨の支払手段とは、銀行小切手、為替手形・約束手形および口座振替という銀行預金口座を介した支払手段であり、小切手や為替手形はそれ自体が通貨ではなく、その記録通貨として支払手段である。この通貨概念の拡張はマン教授がいう通貨社会基盤説に近い。ただし、同法典は一定金額について貨幣や銀行券での支払いを禁じるほか、労働法典は給与の支払について法定通貨、または横線小切手ないし口座振込によると規定し (L.3241-1 条)、また記録通貨の支払手段は、当事者の合意を要するとしている (金融法典 L133 - 6 条 1 項)。結局、法律上の「通貨」の概念の広狭は、金銭債務の弁済としての効果を認めるか否かにかかっているため、拡張だけでは通貨概念の明確化に資することはない。

IV 「仮想通貨」の交換業

改正後の資金決済法が監督・規制の対象とするのは「仮想通貨交換業」である。これは「仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換」、「前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理」、「その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること」とされている (改正後資金決済法 2 条 7 項)。仮想通貨の交換業務の性質について金融機関の為替業務と同じであるとする判決がある。

欧州司法裁判所 2015 年 10 月 22 日判決 (C-264/14) は、仮想通貨の交換業を付加価値税の非課税としたが、その理由は仮想通貨交換は一種の為替取引であるという。事件は、スウェーデン国籍の Hedqvist 氏が国内でインターネット経由で法定通貨と仮想通貨(ビットコイン)⁽³⁵⁾の交換業を始めるにあたっ

(34) L.121-1 条：わが国で強制通用力があるものを除き、外国の鑄造貨幣は公金の納付と現金払いに認めない。L121-2 条：法定通貨 (cours légal) で、フランスで流通する強制通用力 (le pouvoir libératoire) を有する鑄造貨幣は、パリ造幣局 (la Monnaie de Paris) で製造する。

て、事前に同国税務当局に交換行為が付加価値税の非課税であることの確認を求めたことに始まる。付加価値税に関する欧州法は、2006年11月28日の付加価値税の共通化に関する欧州連合指令2006/112/ECであり、その2条1項は「域内で行われる有償の物品引渡し」と「同じく有償のサービス提供」を原則として付加価値税の課税対象とし、135条1項が一定の取引を列举して、加盟各国によるこれら取引の付加価値税非課税を認めている。具体的には、135条1項d号は「債権回収を除き、預金、当座預金、支払い、振込、債権、小切手その他有価証券にかかわる買取りを含む取引」、e号は「通常は法定支払手段に使われず、または古銭学的関心の対象である、金・銀その他貴金属貨幣および紙幣など収集の対象となる通貨と紙幣を除いて、通貨(currency, devise)と銀行券および貨幣であって、法定支払手段であるものの取引」(注:法定支払手段が銀行券・貨幣だけを指すのか、通貨も含むのかが明確でないことが問題を生じた)、f号は「株式、会社その他法人の持分、債権その他有価証券の譲渡等の取引で、管理、保管を除く」と規定している。これらは一般に金融機関が提供する業務である。またこの欧州指令を国内法化したスウェーデン付加価値税法は、1章1条で原則として「物品の引渡しとサービスの提供」を付加価値税の課税対象とし、3章23条1項で「通常は法定支払手段に使われず、または古銭学的関心の対象である、金・銀その他貴金属貨幣および紙幣など収集の対象となる通貨と紙幣を除いて、法定支払手段通貨である銀行券と貨幣の引渡し」、同9項で「銀行・金融サービスの提供、為替と有価証券取引」を付加価値税非課税と規定していた。

同国の所得税委員会(Skatteårtsnämnden)はこの交換業を為替取引と認め、付加価値税法3章9条に基づいて付加価値税は非課税であると回答した。ただし同時に同委員会は、「ビットコインという仮想通貨は法律上の支払手段と

(35) 2012年の欧州中央銀行の仮想通貨に関するレポートでは「仮想通貨とは規制されない、デジタル・マネーの一種であり、そのデベロッパーによって発行され、通常使われ、特定の仮想通貨のメンバーの間で使われ、受け入れられる」としていた。

同様に使用される」が、欧州指令の 135 条 e 号にいう「通貨と銀行券および貨幣で、法定支払手段であるもの」とは、銀行券と貨幣のみをいい、その他通貨を含まないとした。所得税委員会がビットコイン交換業を非課税としたことに上部の税務局 (Skatteverket) が不服であるとして、本国行政最高裁判所 (Högsta förvaltningsdomstolen) に上訴した。同裁判所は本事案が欧州法の解釈の問題であるとして、欧州連合運営条約 267 条に基いて、欧州司法裁判所に先決問題 (preliminary ruling) として付託した。行政最高裁は、付託にあたって、ビットコインなどの仮想通貨を「発明者により開拓され、特定の仮想通貨共同体の構成員によって認められた、規制を受けない電子マネー」と表現している。

欧州司法裁判所は「為替取引の枠の中で、伝統通貨を見合いに交換されるビットコインという仮想通貨は動産ではなく、この仮想通貨には支払手段としての目的しかない」く、これは欧州指令 2 条 1 項にいう有償のサービス提供にあたることを認めたが、続いて、指令や規則など欧州法については厳格な解釈を要するとしつつ、「指令 135 条 1 項に非課税と定めた目的」に適合しなければならない、また「言語の多様性があることから⁽³⁶⁾、問題となっている表現の射程は文字通りに行わうべきでなく、欧州指令の経済的目的にある文脈に沿ってこの表現を解釈すべきである」とし、当該規定は金融取引を指しており、ビットコインの交換業は 135 条 1 項 e 号にいう金融取引であり (d 号, f 号には当たらない)、非課税であるということを確認した。

この事件は、表面上は欧州指令の文言解釈が問題になっているが、仮想通貨の交換業が外国為替取引に類似した金融サービスであることを認定した点に意味がある。わが国の消費税法は国内で行われる資産譲渡のうち消費税が

(36) 本事件の事案担当法務官 (advocate general) の意見書は、各国の言語の翻訳で違いがあることを認めている。たとえば、英訳では単数の通貨 (currency, すなわち法定通貨の意) であるが、フィンランド語訳では仮想通貨を含む非現金通貨 (all currencies in non-cash form) も非課税対象となると読むことができると述べている。

課されないもの(6条1項)として、外国為替業務の支払手段の譲渡と外国為替業務に係る役務の提供を挙げている(別表第一・第6条関係二、五の二)。従来の資金決済法との関連では、物品切手の譲渡も消費税が課されないとし(別表第一・四のハ)、物品小切手とは、商品券やプリペイド・カードをいうとされているので⁽³⁷⁾、資金決済法全体として、前払式支払手段と仮想通貨の両方を非課税として統一的に理解することができることになるが、法律上、文言を要しよう。

この事件はわが国の平成29年度税制改正大綱で消費税非課税の判断の際に参考にはされているが、単に言及されているだけで、仮想通貨の交換業が為替取引であること、為替取引は付加価値税の課税対象ではないこと、をとくに指摘はしていない。

IV 「通貨」全般の仮定性

前述のとおり、現金通貨もそれ自体として使用価値や消費価値があるわけではなく、計算単位、交換手段、蓄積手段に過ぎない。人間の生物学的および知的な生存に必要な物資は、自ら捕獲するか交換によって獲得する必要があった。住民が獣を狩り、これを食料、衣料、道具に利用したのであり、捕獲量が消費量を上回れば、保存しあるいは必要な物資の交換に充てることになった。本源的には、通貨ではなく、それ自体使用価値・消費価値のある物質(動産、不動産、牛馬)が価値の単位であり、交換手段、価値の蓄積手段であった。その後、居住社会が拡大すると、物々交換ではなく、価値を表象する動産が誕生する⁽³⁸⁾。金・銀・貴金属貨幣には使用価値・消費価値はないが、それ自体は貴金属としての経済価値があり、国家主権の裏付けがなくても流通する。16世紀に神聖ローマ帝国で作られたターラー銀貨が全ヨーロッパで

(37) 国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6201.htm>)も、支払手段の譲渡、外国為替業務にかかる役務提供を非課税としている。

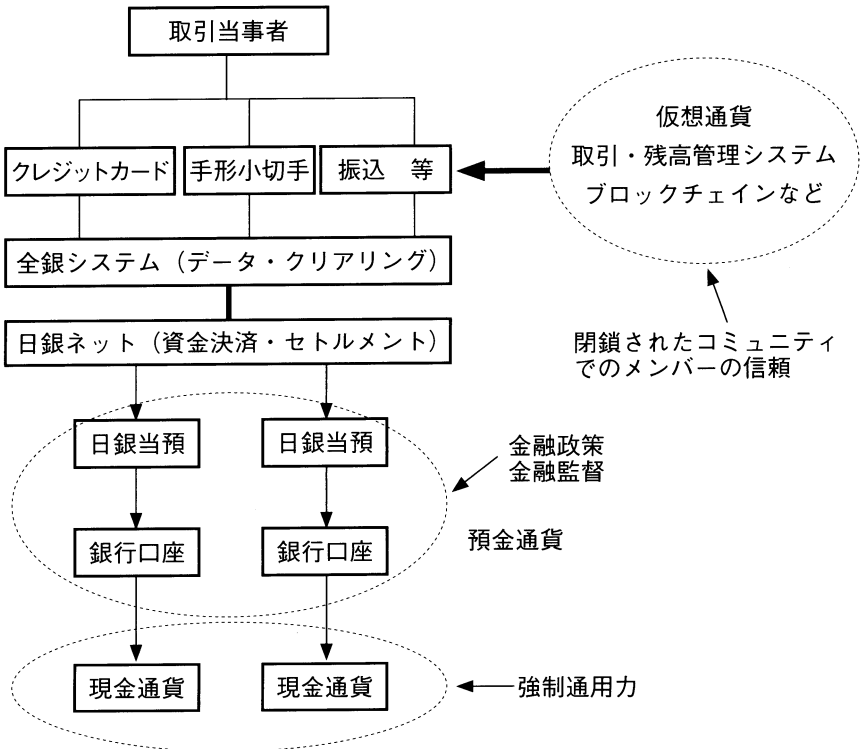
流通したことがこの事情を示している。金・銀・貴金属貨幣はすでに使用価値・消費価値から乖離した仮想の通貨とすることができる。さらに近代に入り銀行券が発行されるが、紙幣にはそれ自体使用価値・消費価値も経済的価値もない。金との兌換性が信認の裏付けである。さらに19世紀に銀行制度が整備され、預金通貨が誕生する。預金通貨の信認の根拠は、現金通貨への交換の可能性と銀行に対する国家監督である。

通貨は最終的には物資に還元されるものである。現金通貨は物理的な実体であって、それ自体として交換され、流通し、もっとも物資に近接している。預金通貨は現金通貨を介して、または小切手であれば、手形交換所というクリアリング機能のある場所で、振出人Aが受取人Bに一定の金額を支払うという情報（データ）が伝達され、そのあと日銀ネットがAとBが預金口座を有する銀行間の勝ち負けの決済（セトルメント）を行い、これを受けて、口座保有銀行がAとBの口座に対応記帳をする。預金者は銀行口座から銀行券・貨幣を引き出すことができ、これを日常生活に利用する、または銀行口座の振替やクレジットカードの利用によって支払いにあて、物資を手に入れる手段となる。さらに仮想通貨は、預金通貨を介して、または仮想通貨の共同体の他の構成員との取引を通じて、物資を入手することができる。一定の共同体の信認に支えられた仮想通貨は、その性格がカジノのチップに類似する。チップはカジノ共同体のなかであれば、財産的価値を有するが、そこを出たとたんに、チップは単なるプラスチックに変わる。仮にこのコインが外でも交換、価値表示単位、価値保存の機能を持てば、仮想通貨になる。カジノ

(38) マタイの福音書は「イエスは彼らの悪意を知って言われた、『偽善者たちよ、なぜわたしをためそうとするのか。税に納める貨幣を見せなさい』。彼らはデナリオ一つを持ってきた。そこでイエスは言われた、『これは、だれの肖像、だれの記号か』。彼らは『カイザルのです』と答えた。するとイエスは言われた、『それでは、カイザルのものはカイザルに、神のものは神に返しなさい』。ここでいう貨幣はデナリオ金貨であり、すでにこの時代には金貨が存在した。

のコインは現物であるから交換できるが、ブロックチェーンの電子データであれば、これを交換するには仮想通貨内のシステムによらざるを得ない。システム上の数字では満足できずに、預金通貨または現金通貨に転換しようとするれば、小切手の交換と同じように、仮想通貨システムを全銀システムに連結させて、クリアリングし、さらに日銀ネットによるセトルメントを要する。換言すると、仮想通貨がそのシステムの中だけで完結しているのであれば（カジノのコイン）、一般社会経済（実体経済）で財産的価値はないが、外部のシステムと連結したとたんに通貨としての機能を持つ。この意味では、通貨とはすべて仮想または形而上の存在である。

この関係を図示すると次のとおりである。



現代の法定通貨の信認の根拠は、国家に対する信認である。現在のイギリスのポンド紙幣では女王が5ポンド紙幣を持ってきたら5ポンドを渡すと微笑んでいるが、この紙幣に兌換性はない。わが国の銀行券も兌換性はないが、日本銀行の貸借対照表の負債に記載された発行通貨は見合いに国債などの資産を有し⁽³⁹⁾。これはわが国の紙幣が銀行券であることの産物である。ただしアメリカは政府紙幣であり、その通貨の発行量は、中央銀行の資産の制約がなく、国家が自由に定めることができる。

V 仮想通貨の将来

ビットコインを開発したとされる中本聡氏の原論文には触れられていないが⁽⁴⁰⁾、ビットコインの発想はハイエクに由来するといわれている⁽⁴¹⁾。

ハイエクは第一次大戦後のドイツのハイパーインフレーションの実態を見て、政府の野放図な紙幣発行がその原因であるとし、実体経済にもとづいて資金供給すれば、ハイパーインフレーションを生じることはないとし、通貨

(39) 現在の日本銀行券に兌換性はない。日本銀行は「銀行券の価値の安定については、『日本銀行の保有資産から直接導かれるものではなく、むしろ日本銀行の金融政策の適切な遂行によって確保されるべき』という考え方がとられる」ようになり、「銀行券は、日本銀行が信認を確保しなければならない『債務証書』のようなものであるという性格に変わりはなく、現在も負債として計上」していると述べている(ホームページから)。

(40) Satoshi Nakamoto, *Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System*, November 2008

(41) 欧州中銀の仮想通貨に関する報告書は「オーストリアの経済学者が極めて活発なもう一つの関連領域は、通貨論に関するものである。この分野でもっとも著名な学者がハイエク (Friedrich A. Hayek, 1899-1992) である。ハイエクは貨幣の脱国営化論といったきわめて影響力のある著書を著し、その中で同教授は政府は通貨発行独占権を持つべきではないと主張した」と述べている (European Centrale Bank, *Virtual currency schemes*, October 2012, p. 22)。またシカゴ連銀の文書は、「ビットコインに対する多大の関心は、ハイエクの思想に示唆を得ており、通貨は国家独占を止めるべきで、その製造は競争的私的セクターにゆだねられるべきであるとしている。この関係は誤っている。ビットコインは、(これまで) 政府から自由ではあるが、ハイエクが想像したのとは異なっている」としている (Chicago Fed Letter, Dec. 2013)。

発行を独断的な国家に独占させるべきではないと主張した⁽⁴²⁾。ハイエクは『貨幣の脱国営化論』⁽⁴³⁾で、「技術的にはなにがインフレーションをストップするかという極めて単純な問題の政治的に実行可能な解決を見出すことに希望を見出せないというわたくしの絶望のなか、1年ほど前に行った講義で、なんとというか驚異的な思い付きに至り、この追及が予想していなかった新たな地平を開いている。この考えを進めることに抗しえないが、インフレを防ぐ仕事は、インフレが生み出す害悪や災いゆえにだけでなく、穏やかなインフレでも、自由企業システムの否定を正当化し、自由な社会の存続を妨げるものであるから、わたくしにとっては、最大の重要性のあるものである。政府から通貨の発行の独占権を奪うべきであるという思い付きを進めることは、魅力的な理論的展望を拓き、これまで考えられたことのない配置の可能性を示すものである」と述べている。

ただし、第一次大戦後のドイツのハイパー・インフレーションは、巨額の戦時賠償の支払いが原因であり、当時のワイマール共和国が野放図に紙幣を発行したというより、過去の相場にベッグした外貨での賠償支払いを強制されたことが原因と思われる。現在は、インフレが生じる気配はなく、また金融政策・金融監督があるから、政府が通貨の発行量を恣意的に行うことは考え難く⁽⁴⁴⁾、健全な金融政策があれば、通貨発行を国家が独占しようと、ハイエクが懸念するような事態は想定しにくいのではなからうか。

(42) 江頭教授は「ハイエクは貨幣の価値を安定させるには貨幣に対する人々の信頼を維持する必要があると考えていたのである。そのためには、貨幣の発行元である発券銀行に対する人々の信頼を安定させる必要がある。そして、先に述べたように、ハイエクは、競争にさらされている民間発券銀行の方が、独占的な中央銀行よりも貨幣価値の安定に向けて努力するであろうと人々に信じさせることができると主張した」としている(江頭進「ハイエクと貨幣」経済論叢(1995), 156(1): 58頁)。

(43) F. A. Hayek, *Denationalisation of Money - The Argument Refined - An Analysis of the Theory and Practice of Concurrent Currencies*, Third Edition, with a new Introduction, October 1990 (first Ed., October 1976) (『ハイエク全集・貨幣論集』所収)。

銀行券、貨幣と銀行預金を含むマネーの流通量は、経済の規模に対応する⁽⁴⁵⁾。経済規模にかかわらず、仮想通貨が急速に普及しようと、その場合には、現金通貨や銀行預金通貨が見合いに減少するだけで、これらは相互補完の関係にある。

そうすると仮想通貨が伝統的な通貨や預金通貨に代替するとは考えにくい。中本氏は、原論文の中で、「インターネット上の商取引は、ほぼすべて電磁的支払いを行う信頼された第三者としてサービスを提供する金融機関に依存している。システムはほとんどの取引に十分に機能しているが、依然として、信認に依存するモデルであるがための固有の弱点をもっている。完全に取消不能な取引 (non-reversible transactions) は現実には不可能で、金融機関は紛争の調停に消極的だからである。調停のコスト取引コストを増加させ、最小限の実行可能な取引規模を制約し、少額取引の可能性を減退させ、取消不能サービスのために、取消不能の支払をする可能性を失わせる大きなコストがかかっている」としている。そうであるとすると、仮想通貨は少額送金

(44) 2003年4月、スティグリッツはわが国に政府紙幣の発行を提言したことがある。小栗教授によれば「スティグリッツによれば、デフレ経済の下では、政府紙幣の発行は議論に値する考えであり、『緩やかに増発すればハイパーインフレを引き起こすことはありません』といている」とのことである (小栗誠治「中央銀行券の債務性と政府紙幣の特質に関する研究」滋賀大学経済学部 Working Paper No.126, 2010年3月, 19頁)。

(45) 経済企画庁の研究官の報告は「M2 + CD全体で見れば実体経済と長期的に安定した関係を保っている」としている。ただし「通貨種類ごとにはそれぞれ実体経済と長期安定関係にあるわけではなく、「実体経済との長期的関係に規定されつつも、その内部では、その時々々の経済状態など長期要因とは別の要因によって、通貨種類間での代替が生じている」と説明している。とくに「現金通貨には実体経済活動との間に短期的に強い関係が見られるが、預金通貨および準通貨 (注: 定期預金等の非流動性預金) については実体経済との短期的関係は弱」く、「これは、現金通貨需要は特に実物取引需要が強く、一方で準通貨需要には資産保有動機も相対的に大きい」としている (三平剛・杉原茂「通貨需要とマネーサプライ」経済企画庁 1999年11月)。

などの支払手段として限界的に使われるだけではないかとも思われる。

個人が仮想通貨で相続税や譲渡税が課税されるほどの財産を保有するかどうか、まだ見通しがたい。ただし現在のように仮想通貨に対する差押方法ははっきりしないのでは、執行逃れや破産手続での財産隠匿の手段として利用されるおそれはある。